

農地中間管理事業等推進基金に係る基本的事項の公表

○ 基金の名称

農地中間管理事業等推進基金

○ 基金の額

1. 農地中間管理事業に係る事業資金

(単位：円)

	25年度		26年度			27年度		28年度		29年度	
	補正	当初	運用益	取崩	運用益	取崩	運用益	取崩	運用益	取崩	
基金造成額	66,580,000	25,285,000	135,185	13,813,000	263,826	6,070,762	65,996	25,134,188	51,428	30,803,997	
うち国費相当額	66,580,000	25,285,000	135,185	13,813,000	263,826	6,070,762	65,996	25,134,188	51,428	30,803,997	

	30年度		1年度		2年度		3年度		4年度	
	運用益	取崩	運用益	取崩	運用益	取崩	運用益	取崩	運用益	取崩
基金造成額	61,478	6,004,564	836	9,833,083	0	784,155	0	0	0	0
うち国費相当額	61,478	6,004,564	836	9,833,083	0	784,155	0	0	0	0

	5年度		残額
	運用益	取崩	
基金造成額	0	0	0
うち国費相当額	0	0	0

2. 機構集積協力金交付事業資金

(単位：円)

	25年度		26年度			27年度		28年度		29年度	
	補正	当初	補正	運用益	取崩	運用益	取崩	運用益	取崩	運用益	取崩
基金造成額	48,054,000	24,951,000	64,077,000	99,083	10,982,000	422,907	69,256,400	55,302	9,516,100	51,260	6,469,900
うち国費相当額	48,054,000	24,951,000	64,077,000	99,083	10,982,000	422,907	69,256,400	55,302	9,516,100	51,260	6,469,900

	30年度		1年度		2年度		3年度		4年度		
	運用益	取崩	運用益	取崩	運用益	取崩	運用益	取崩	補正	運用益	取崩
基金造成額	0	0	44,299	0	1,960	19,000,235	737	13,526,000	26,330,000	3,006	9,007,000
うち国費相当額	0	0	44,299	0	1,960	19,000,235	737	13,526,000	26,330,000	3,006	9,007,000

	5年度		残額
	運用益	取崩	
基金造成額	5,403	3,532,000	22,806,322
うち国費相当額	5,403	3,532,000	22,806,322

3. 農地台帳システム整備事業に係る事業資金

(単位：円)

	25年度		26年度		27年度		28年度(終了)		残額
	補正	運用益	取崩	運用益	取崩	運用益	取崩		
基金造成額	94,766,000	184,278	59,559,300	24,479	0	0	35,415,457	0	
うち国費相当額	94,766,000	184,278	59,559,300	24,479	0	0	35,415,457	0	

○ 基金事業等の概要

1. 農地中間管理機構事業

農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進するために必要な経費を補助する。

2. 機構集積協力金事業

農地中間管理機構に対して、まとまった農地を貸し付けた地域や、農地の集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付する。

3. 農地台帳システム整備事業

担い手への農地集積・集約化を促進するため、農業委員会による農地情報の公開及び農地台帳の電算化・地図化に必要な経費を補助する。

○ 基金事業等を終了する時期

令和7年度(予定)

○ 基金事業等の目標

令和5年度に担い手が利用する耕地面積を全耕地面積の34%とする。

	平成24年度	令和5年度
奈良県全耕地面積	22,400ha	22,400ha
うち担い手が利用する面積	2,884ha	7,582ha
担い手への農地集積率	0.13	0.34

○ 給付対象となる事務または事業関係

1. 農地中間管理機構事業

- ・ 採択に当たっての
申請方法 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第33139号農林水産事務次官以来通知、以下、「実施要綱」という。）の第6の3の（1）参照
- ・ 申請期限 随時
- ・ 審査基準 実施要綱別紙「都道府県基金事業実施に当たっての条件」等参照
- ・ 審査体制 担当部局において審査

2. 機構集積協力金交付事業

- ・ 採択に当たっての
申請方法 実施要綱の第6の3の（2）参照
- ・ 申請期限 随時
- ・ 審査基準 実施要綱別記2「機構集積協力金交付事業」等参照
- ・ 審査体制 担当部局において審査